

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第四号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示  
表中表の部分を次のように改める。

非紹介患者の初診		非紹介患者の再診	
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	一回につき 五、五〇〇円	埼玉県立がんセンター	一回につき 二、七五〇円
埼玉県立小児医療センター	一回につき 五、五〇〇円	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	一回につき 二、七五〇円
埼玉県立小児医療センター	一回につき 二、七五〇円		